出雲市立小学校及び中学校における小規模特認校に関する要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、特色ある教育活動を展開する小規模な出雲市立の小・中学校での教育を受けることを希望する者に対し、出雲市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学学校の指定に関する規則(平成17年出雲市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。)第5条第1項第2号に規定する通学区域以外からの通学を認める制度(以下「小規模特認校制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条　小規模特認校制度による就学を認める学校(以下「小規模特認校」という。)は、出雲市立上津小学校、みなみ小学校、稗原小学校、伊野小学校、須佐小学校及び佐田中学校とする。

(対象児童生徒)

第3条　小規模特認校に就学できる児童生徒は、前条に定める小規模特認校以外の小・中学校に就学中又は就学予定の児童生徒とする。

(就学できる児童生徒の人数)

第4条　小規模特認校制度により就学できる児童生徒の人数は、出雲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が小規模特認校の学校長の意見を尊重して決定するものとする。

(就学の要件)

第5条　小規模特認校制度を利用して就学するためには、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1)　第3条に定める児童生徒であること。

(2)　保護者の責任において、安全な交通手段等により、児童生徒を通学させること。

(3)　保護者は、小規模特認校の教育活動等に賛同し、積極的に参加・協力できること。

(就学の時期及び期間)

第6条　小規模特認校への就学は原則として毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2　小規模特認校に就学した児童生徒は、卒業まで就学することとする。

(申請)

第7条　児童生徒を小規模特認校へ就学させようとする保護者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する指定学校変更申出書(以下「申出書」という。)に誓約書(様式第1号。以下「誓約書」という。)を添付し、別に定める期間内に就学を希望する小規模特認校へ提出しなければならない。

2　前項に規定する申出書の提出のあった小規模特認校の校長は、当該児童又は生徒及びその保護者と面談し、小規模特認校入学に係る意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)を作成のうえ、申出書に添付し教育委員会へ提出するものとする。

(審査)

第8条　教育委員会は、前条に規定する申出書が提出されたときは、誓約書及び意見書に基づき、指定学校変更の可否を決定するものとする。

(中学校への入学)

第9条　小規模特認校制度により就学した児童は、在学する小規模特認校である小学校校区の中学校に入学することができる。

(その他)

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2　児童生徒を小規模特認校制度を利用して就学させようとする保護者は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前においても第7条第1項の例により、その申出をすることができる。

3　前項に規定する申出書の提出のあった小規模特認校の校長は、施行日前においても第7条第2項の例により、意見書を提出することができる。

4　教育委員会は、前2項の規定による申出があった場合には、施行日前においても、第8条の指定学校変更の可否を決定することができる。

附　則(令和9年4月1日教育委員会告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

小規模特認校入学に係る意見書

［別紙参照］